

10月1日から市役所が変わります

「係制」から「グループ制」に変わります！

なぜ「係制」を廃止し「グループ制」を導入するのですか？

職員数を削減していく中、地方分権の進展や多様化、高度化及び複雑化する社会経済状況の中で住民ニーズに迅速に対応し、行政サービスを提供していくためには、柔軟で効率的な組織体制が求められています。

グループ制ってなに？

これまでの市役所は、係制で仕事を区分していました。この係制は、責任の所在が明確になったり、仕事の一貫性を保ちやすかったりという面もありました。しかし、係制は組織が縦割りになっているため、係同士の連絡調整がうまく行かなかったり、仕事のむらや繁閑の調整がうまく取れないなどの欠点もありました。

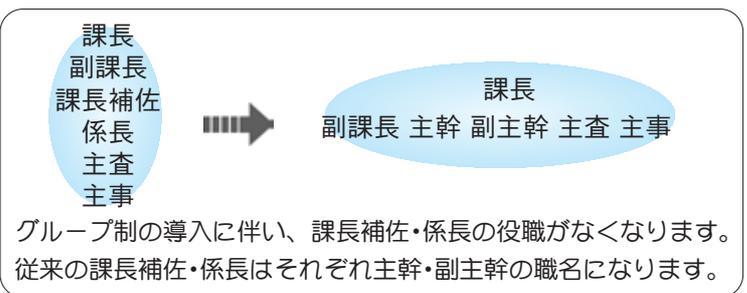
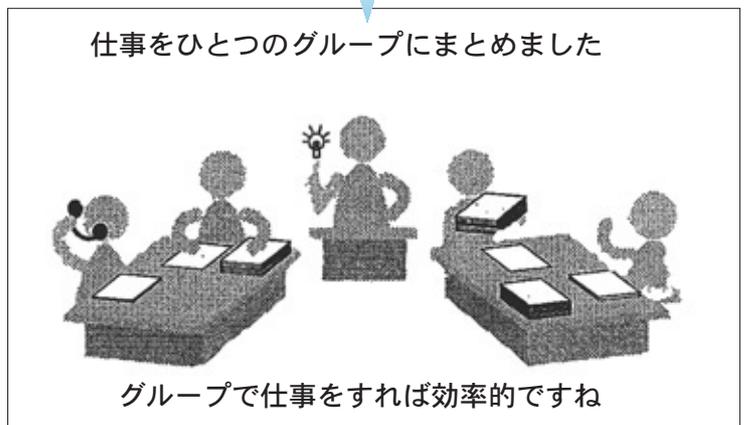
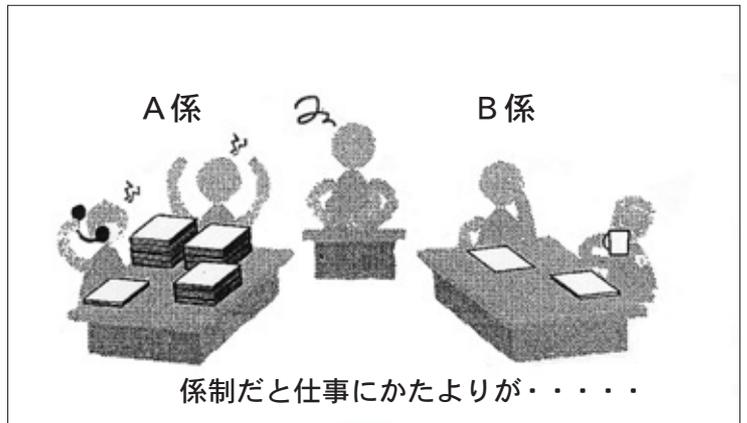
グループ制は、これらの問題点を解決するため、係の枠を取り去り、仕事をグループで行うことで仕事の効率を上げるために導入するものです。

グループ制のメリットは？

- いろいろな仕事に柔軟に対応できます。
係制が取り除かれるため、各職員の事務配分が調整ができ、効率よく柔軟に仕事ができます。
- 複数の職員で協業体制が取れるようになります。
係間の壁が取り払われるため、職員間での協業が進み、複数の職員で仕事ができます。

グループ制の導入により何か影響はありますか？

今回のグループ制の導入は、部・課の組織が変わるわけではなく、市役所内部の仕事の仕方が変わるだけで、窓口業務なども現状のままで影響はありません。



「季節性インフルエンザ」予防接種と助成について

「季節性のインフルエンザ」は、11月から3月ごろにピークをむかえます。流行前に予防接種をすると、接種しない場合に比べ感染の割合が低くなり、重症化しにくいとされています。予防接種の効果は接種後約2週間で現れ、約5ヵ月間持続します。

- 助成対象者／市内に住所があり次のいずれかに該当する者
 - ① 接種当日に65歳以上の方
 - ② 接種当日に60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸または免疫機能に障害をもち、医師が必要と認めた方
- 助成期間／平成21年10月1日から平成22年1月31日
- 申込方法／医療機関へ直接予約をして下さい。
市外の医療機関によっては手続きが必要となる場合がありますので健康課へご相談ください。
- 助成費用／接種料金のうち2,000円を助成(残金は自己負担となります)
県外と県内の一部の医療機関では費用の助成ができない場合があります。
- 持参する物／医療保険証など住所、年齢が確認できるものを持参下さい。
- お問い合わせ／市役所健康課(☎662-3167)